

## 障害者差別に関する相談事例について

&lt; 事 例 &gt;

相 談 者	女性（肢体不自由者本人、電動車いす使用）
相 談 内 容	<p><b>&lt; 不当な差別的取扱いに関する相談 &gt;</b></p> <p>（１）通院のため、市内の某タクシー会社へ配車の相談をしたところ、電動車いすの重量など、詳細を確認されないまま、電動車いすの利用は難しいと一方的に断られた。どのような理由で断られたのかは不明であり、差別と感じた。</p> <p>なお、東京都内にある某タクシー会社では、電動車いす利用者のタクシー乗車の可否について、実際に試乗してもらわないと判断できないとして、タクシーの利用日とは別の日に試乗したことがあった。</p> <p>（２）令和２年２月からタクシーの配車料金が一律 300 円に値上げされると知った。健常者であれば最寄り駅まで出向いて乗車できるため配車料金など気にしないだろうが、移動が困難な身体障害者にとっては自宅まで配車してもらわざるを得ない。配車料金の値上げは障害者差別である。</p> <p>⇒障害者差別解消法ができたと聞いているので、差別解消のため、タクシー会社に対し、これらの意見があったことを伝えてほしい。</p>
対 応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市担当職員が相談に応じた後、相談者本人の承諾を得た上で、県広域専門指導員に対し、市内タクシー会社への周知等を依頼。</li> </ul> <p><b>&lt; 県広域専門指導員の対応 &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内タクシー会社（７社）に対し、①ユニバーサルデザインタクシー車両（※）の所有状況、②車いす使用者から配車依頼があった際の対応及び③配車料金の値上げ状況の３点について調査するとともに、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供及び社員に対する対応方法の徹底について、周知活動を実施した。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>① ユニバーサルデザインタクシー車両の所有状況：4/7（57.1%）</p> <p>② 車いす使用者から配車依頼があった際の対応：会社ごとに異なる（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無線で他のタクシー会社に問い合わせする。</li> <li>・ 電動車いすの場合、状況によって断る場合もある。</li> <li>・ 電動、手動どちらも乗車可能だが、乗務員によって無線で対応（他の乗務員に依頼）する場合もある。</li> <li>・ 乗務員の高齢化のため対応できない。</li> <li>・ 道幅によって車いすが入れられないので断る場合もある。</li> </ul> <p>③ 配車料金の値上げ状況</p> <p>いずれのタクシー会社も、令和２年２月からのタクシー運賃値上げに伴い、配車料金を値上げしており、千葉県タクシー協会の方針に従ったものであるとのこと。</p> </div>

(※) ユニバーサルデザインタクシー車両

障害者、高齢者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすい構造を有するタクシー車両のこと。構造上優れたタクシー車両を国が認定する「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」が設けられている。

運賃は通常のタクシーと同じ価格設定であり、通常のタクシーと同様、予約しなくても街中で呼び止めて誰もが普通に利用することができる。



UDタクシーマーク



■UDレベル2

レベル1に比べてスロープの角度が緩やかで乗降口が低く乗降しやすい等、構造上特に優れているユニバーサルデザインタクシー



■UDレベル1

車いす使用者のためのスロープが備えられ、また、高齢者等の乗降を円滑にするため地上高を低くするなどの配慮がされている等、様々な人にとって利用しやすい構造を有するユニバーサルデザインタクシー



■その他

流し営業に使用されるタクシーであって、車いす専用スロープ又はリフトを備えたユニバーサルデザインタクシー

(国土交通省ホームページより)

<相談者へ報告>

- ・ 県広域専門指導員が実施した市内タクシー会社の調査結果を報告するとともに、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供及び社員に対する対応方法の徹底について周知したこと、また、配車料金の値上げについては、千葉県タクシー協会の方針に基づくものであり、障害者差別には該当しない旨説明したところ、相談者が納得したため終結に至った。